

市宮中野住宅屋根葺替工事

ETK261001

図面番号	図面名	縮尺
	表紙・図面リスト	
A-01	改修工事特記仕様書	NON
A-02	附近見取り図・案内図	NON
A-03	平面図・屋根伏図	1/100
A-04	立面図・断面図	1/100



湯沢市建設部都市計画課

2026.06.

建築改修工事特記仕様書 (令和7年版)	
※令和7年4月1日以降適用	
I 工事概要	
1 工事業名	市営中野住宅屋根葺替工事
2 工事場所	湯沢市岡田町3番34号
3 用途地域等	都市計画区域 (内) (外) 用途地域 (第一種住居地域) 防火地域 (防火・準防火) 法第22条指定区域 (指定無し) その他の地域・区域 ()
4 主要用途	公営住宅
5 敷地面積	
6 その他の条件	垂直積雪量(m) 2.5m 風速(Va) ③0・③2・③4 地表面粗度区分・I・II・III・IV
7 改修内容(対象棟、工事種別、改修部位等) 対象棟構造概観	
棟	5102号棟
構造	木造
階数	1
延床面積	68.58㎡

II 建築改修工事仕様	
1 共通仕様	図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁管轄部局「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和7年版)」、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和7年版)」、「建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)」及び「建築工事標準詳細図(令和4年版)」による。
2 特記仕様書の適用等	(1) 項目は、番号に○印のついたものを適用する。 (2) 特記事項は、○印のついたものを適用する。○印のない場合は、※印のついたものを適用する。 (3) 特記事項に○印のついた場合は、共に適用する。
3 特記仕様書の範囲	特記仕様書は、本特記仕様書の他、以下の○印のものを適用する。 ○建築工事特記仕様書 ・電気設備改修工事特記仕様書 ・機械設備改修工事特記仕様書

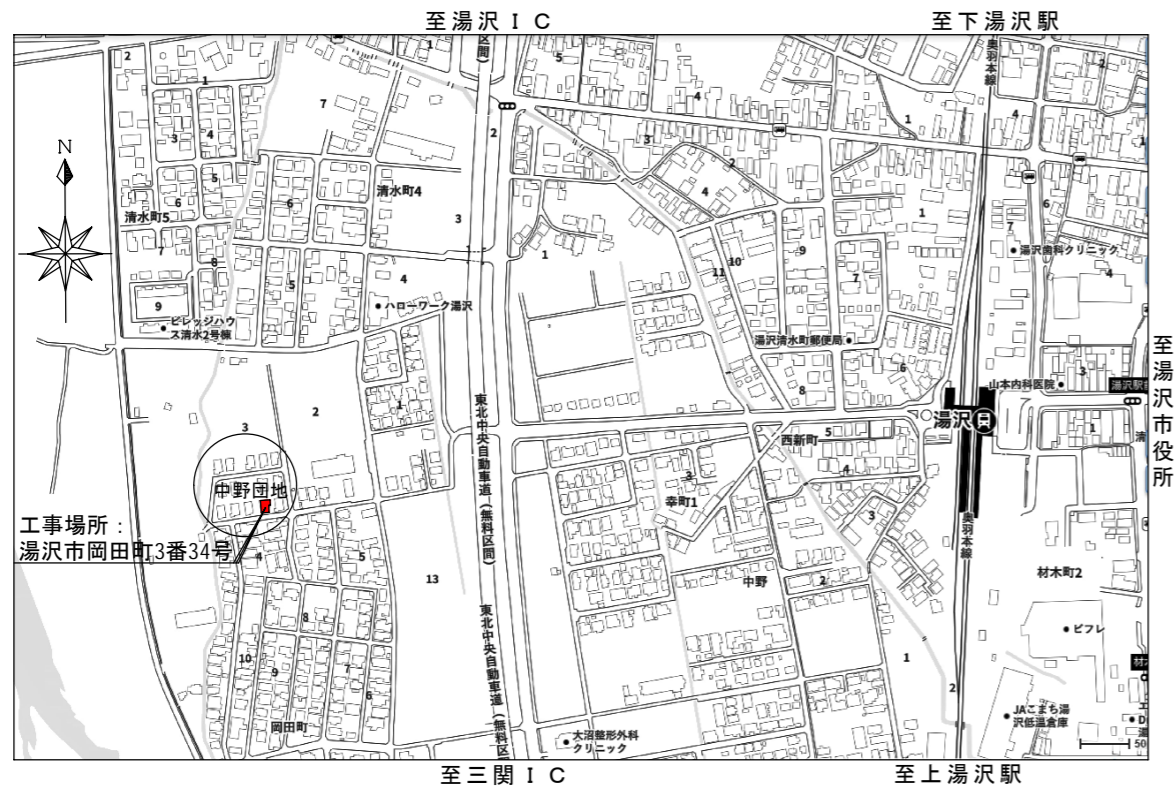
章 項目	特記事項																				
① 適用基準等	建築工事監督実施要領(秋田県建設交通部)(平成16年版) 公共建築工事標準仕様書に基づく建築工事の施工管理(施工計画書作成要領)(一般社団法人公共建築協会)(令和5年版) 骨組工事写真撮影要領(令和5年版)(国土交通大臣官房官庁管轄部局)																				
2 工事実施情報システム	登録する (1. 1. 4)																				
3 工事の余裕期間	・発注者指定方式 ・任意者手方式 適用する場合は別に定める「余裕期間に係る特記事項」によること。																				
4 技術者の専任	※契約締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所を設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、契約締結後、監督職員と打合せにおいて定める。 ※契約締結後、年月日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 ※工事後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く)事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 なお、検査が終了した日は、完成検査確認通知書の日付とする。																				
③ 工事写真	工事中、完成時ともカラー写真とする。 <table border="1"> <tr> <th>分類</th> <th>規格</th> <th>撮影箇所</th> <th>提出部数</th> </tr> <tr> <td>新工前</td> <td>サービス版</td> <td>工事写真の撮り方 建築編</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td>サービス版</td> <td>工事写真の撮り方 建築編</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>完成時</td> <td>○サービス版 ・キャビネット版</td> <td>工事写真の撮り方 建築編</td> <td>1部</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>蓄積年数</th> <th>キャビネット版</th> <th>外部1枚、内部1枚</th> <th>部</th> </tr> </table> この表のほか監督職員が必要と認め、指示した箇所及び箇所。 また、上記の写真はデジタル写真も可し、その仕様等は監督職員の指示による。	分類	規格	撮影箇所	提出部数	新工前	サービス版	工事写真の撮り方 建築編	1部	工事中	サービス版	工事写真の撮り方 建築編	1部	完成時	○サービス版 ・キャビネット版	工事写真の撮り方 建築編	1部	蓄積年数	キャビネット版	外部1枚、内部1枚	部
分類	規格	撮影箇所	提出部数																		
新工前	サービス版	工事写真の撮り方 建築編	1部																		
工事中	サービス版	工事写真の撮り方 建築編	1部																		
完成時	○サービス版 ・キャビネット版	工事写真の撮り方 建築編	1部																		
蓄積年数	キャビネット版	外部1枚、内部1枚	部																		
6 既成工期	工事期限より 日前 (1. 2. 1)																				
7 女性技術者登用モデル工事の対象	・発注者指定型 (1) モデル工事の実施については、「秋田県女性技術者活躍モデル工事実施要領」に基づいて実施するものとする。 (2) 快適トイレ(女性専用)の設置に要する費用は、共通仮設費に計上しているが「快適トイレ実施要領」に基づき、設計変更の対象とする。 (3) 女性が現場で働くための環境改善に資する施設等に要した費用については、それを証明できる書類の写し(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その費用については設計変更の対象とする。 ※受注者希望型 (1) 本工事は、秋田県女性技術者活躍モデル工事(受注者希望型)であるため、女性技術者登用を希望する場合、発注者と協議を行い実施する。発注者が認めた場合は、本工事をモデル工事として扱うものとする。 (2) モデル工事の実施については、「秋田県女性技術者活躍モデル工事実施要領」に基づいて実施するものとする。 (3) 快適トイレの設置に要する費用は、「快適トイレ実施要領」に基づき設計変更の対象とする。 (4) 女性が現場で働くための環境改善に資する施設等に要した費用については、それを証明できる書類の写し(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その費用については設計変更の対象とする。																				
8 電気保安技術者	配置する (1. 3. 3)																				
① 週休2日制工事の対象	※発注者指定型 (1) 本工事は、「湯沢市週休2日制工事実施要領」及び「湯沢市週休2日制工事に関する運用」に基づいて実施する。 なお、月別4週休以上の現場閉所を行う前提で労務費を補正して積算している。 (2) 現場閉所の達成状況が、月別4週休に満たない場合、その達成状況に応じて請負代金を変更する。 ※受注者希望型 (1) 本工事は、「湯沢市週休2日制工事実施要領」及び「湯沢市週休2日制工事に関する運用」に基づいて実施する。 なお、月別4週休以上の現場閉所を行うことを前提とした労務費の補正は行っていない。 (2) 発注者は契約後速やかに週休2日への取り組みについて監督職員と協議すること。 (3) 現場閉所の達成状況に応じて、請負代金を変更する。																				

章 項目	特記事項																																																		
① 施工条件	関連工事による施工時期の調整 ・有(内容:) (1. 3. 5) <ul style="list-style-type: none"> ○無 ※指定しない ○協議による ※指定しない ○図示又は協議による ○有(図示又は協議による) ・無 ○有(図示又は協議による) ・無 ○有(図示又は協議による) ・無 ○有(内容:) ・無 ○有(内容:) ・無 																																																		
③ 施工中の環境保全等	※「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(平成9年建設告示第1536号)」に基づき、指定された建設機械を使用する。(1. 3. 11) ※「建設機械に関する技術指針(平成3年建設省通知第247号)」に基づき、指定された排出ガス対策型建設機械を使用する。(1. 3. 11)																																																		
⑦ 発生材の処理等	特定建設資材廃棄物の再資源化が必要な発生材 (1. 3. 12) <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>再資源化等をなす施設名・住所・搬出距離(km)</th> </tr> <tr> <td>建設発生土</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アスファルト塊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td></td> </tr> </table> 特定建設資材廃棄物以外の発生材の処理 (1. 3. 12) <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>処分施設の名前・住所・搬出距離(km)</th> </tr> <tr> <td>金属類</td> <td>南南商店 湯沢市字方字 364-1 0.8km</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> 引き渡しを要するもの (1. 3. 12) 現場再利用発生材 ・有() ・無 特別管理産業廃棄物 ・有() ・無 石綿含有建材 ・有() ・無 受入施設名 秋田県環境保全センター(大仙市協和上渡川)、 km 飛散性石綿の使用状況 <table border="1"> <tr> <th>室名</th> <th>使用部位</th> <th>詳細(厚さ等)</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 非飛散性石綿成形物の使用状況 <table border="1"> <tr> <th>室名</th> <th>使用部位</th> <th>詳細(厚さ等)</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> PCB含有製品の処理 ・PCB(ポリ塩化ビフェニル)含有機器 ・有() ・無 有の場合、PCBを含有する電気照明器具等の機器から当該部分を取り外し、漏洩の恐れのない安全な容器に納め、所定の表示を行い、監督職員の指示に基づき施設管理者に引き渡すこと。 ・PCB含有シーリング材 ・有() ・無 ・不明(含有分析検査を行う) CC A処理木材及び石膏ボード製品の処分について ・該当 ・非該当 次に該当する場合は、指定する場所に処分すること。 <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>処分をなす施設名<住所> 搬出距離(km)</th> </tr> <tr> <td>CC A処理木材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ひ素混入石膏ボード</td> <td>※管理最終処分場へ埋立処分すること 昭和10年10月～平成24年1月に製造 秋田県環境保全センター 大仙市協和上渡川、 km</td> </tr> <tr> <td>・カドミウム含有石膏ボード</td> <td>※管理最終処分場へ埋立処分すること 日東石膏ボード㈱八戸工場 秋田県環境保全センター 平成4年10月～平成9年4月に製造 <大仙市協和上渡川>、 km</td> </tr> </table> 参考：廃石膏ボード現場分別解体マニュアル(平成24年3月国土交通省) 建設副産物情報交換システム(COBRIIS)の利用 ※適用する ・適用しない	種類	再資源化等をなす施設名・住所・搬出距離(km)	建設発生土		コンクリート塊		アスファルト塊		建設発生木材		種類	処分施設の名前・住所・搬出距離(km)	金属類	南南商店 湯沢市字方字 364-1 0.8km					室名	使用部位	詳細(厚さ等)	その他									室名	使用部位	詳細(厚さ等)	その他									種類	処分をなす施設名<住所> 搬出距離(km)	CC A処理木材		・ひ素混入石膏ボード	※管理最終処分場へ埋立処分すること 昭和10年10月～平成24年1月に製造 秋田県環境保全センター 大仙市協和上渡川、 km	・カドミウム含有石膏ボード	※管理最終処分場へ埋立処分すること 日東石膏ボード㈱八戸工場 秋田県環境保全センター 平成4年10月～平成9年4月に製造 <大仙市協和上渡川>、 km
種類	再資源化等をなす施設名・住所・搬出距離(km)																																																		
建設発生土																																																			
コンクリート塊																																																			
アスファルト塊																																																			
建設発生木材																																																			
種類	処分施設の名前・住所・搬出距離(km)																																																		
金属類	南南商店 湯沢市字方字 364-1 0.8km																																																		
室名	使用部位	詳細(厚さ等)	その他																																																
室名	使用部位	詳細(厚さ等)	その他																																																
種類	処分をなす施設名<住所> 搬出距離(km)																																																		
CC A処理木材																																																			
・ひ素混入石膏ボード	※管理最終処分場へ埋立処分すること 昭和10年10月～平成24年1月に製造 秋田県環境保全センター 大仙市協和上渡川、 km																																																		
・カドミウム含有石膏ボード	※管理最終処分場へ埋立処分すること 日東石膏ボード㈱八戸工場 秋田県環境保全センター 平成4年10月～平成9年4月に製造 <大仙市協和上渡川>、 km																																																		
⑦ 発生材の処理等	特定建設資材廃棄物の再資源化が必要な発生材 (1. 3. 12) <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>再資源化等をなす施設名・住所・搬出距離(km)</th> </tr> <tr> <td>建設発生土</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アスファルト塊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td></td> </tr> </table> 特定建設資材廃棄物以外の発生材の処理 (1. 3. 12) <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>処分施設の名前・住所・搬出距離(km)</th> </tr> <tr> <td>金属類</td> <td>南南商店 湯沢市字方字 364-1 0.8km</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> 引き渡しを要するもの (1. 3. 12) 現場再利用発生材 ・有() ・無 特別管理産業廃棄物 ・有() ・無 石綿含有建材 ・有() ・無 受入施設名 秋田県環境保全センター(大仙市協和上渡川)、 km 飛散性石綿の使用状況 <table border="1"> <tr> <th>室名</th> <th>使用部位</th> <th>詳細(厚さ等)</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 非飛散性石綿成形物の使用状況 <table border="1"> <tr> <th>室名</th> <th>使用部位</th> <th>詳細(厚さ等)</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> PCB含有製品の処理 ・PCB(ポリ塩化ビフェニル)含有機器 ・有() ・無 有の場合、PCBを含有する電気照明器具等の機器から当該部分を取り外し、漏洩の恐れのない安全な容器に納め、所定の表示を行い、監督職員の指示に基づき施設管理者に引き渡すこと。 ・PCB含有シーリング材 ・有() ・無 ・不明(含有分析検査を行う) CC A処理木材及び石膏ボード製品の処分について ・該当 ・非該当 次に該当する場合は、指定する場所に処分すること。 <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>処分をなす施設名<住所> 搬出距離(km)</th> </tr> <tr> <td>CC A処理木材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ひ素混入石膏ボード</td> <td>※管理最終処分場へ埋立処分すること 昭和10年10月～平成24年1月に製造 秋田県環境保全センター 大仙市協和上渡川、 km</td> </tr> <tr> <td>・カドミウム含有石膏ボード</td> <td>※管理最終処分場へ埋立処分すること 日東石膏ボード㈱八戸工場 秋田県環境保全センター 平成4年10月～平成9年4月に製造 <大仙市協和上渡川>、 km</td> </tr> </table> 参考：廃石膏ボード現場分別解体マニュアル(平成24年3月国土交通省) 建設副産物情報交換システム(COBRIIS)の利用 ※適用する ・適用しない	種類	再資源化等をなす施設名・住所・搬出距離(km)	建設発生土		コンクリート塊		アスファルト塊		建設発生木材		種類	処分施設の名前・住所・搬出距離(km)	金属類	南南商店 湯沢市字方字 364-1 0.8km					室名	使用部位	詳細(厚さ等)	その他									室名	使用部位	詳細(厚さ等)	その他									種類	処分をなす施設名<住所> 搬出距離(km)	CC A処理木材		・ひ素混入石膏ボード	※管理最終処分場へ埋立処分すること 昭和10年10月～平成24年1月に製造 秋田県環境保全センター 大仙市協和上渡川、 km	・カドミウム含有石膏ボード	※管理最終処分場へ埋立処分すること 日東石膏ボード㈱八戸工場 秋田県環境保全センター 平成4年10月～平成9年4月に製造 <大仙市協和上渡川>、 km
種類	再資源化等をなす施設名・住所・搬出距離(km)																																																		
建設発生土																																																			
コンクリート塊																																																			
アスファルト塊																																																			
建設発生木材																																																			
種類	処分施設の名前・住所・搬出距離(km)																																																		
金属類	南南商店 湯沢市字方字 364-1 0.8km																																																		
室名	使用部位	詳細(厚さ等)	その他																																																
室名	使用部位	詳細(厚さ等)	その他																																																
種類	処分をなす施設名<住所> 搬出距離(km)																																																		
CC A処理木材																																																			
・ひ素混入石膏ボード	※管理最終処分場へ埋立処分すること 昭和10年10月～平成24年1月に製造 秋田県環境保全センター 大仙市協和上渡川、 km																																																		
・カドミウム含有石膏ボード	※管理最終処分場へ埋立処分すること 日東石膏ボード㈱八戸工場 秋田県環境保全センター 平成4年10月～平成9年4月に製造 <大仙市協和上渡川>、 km																																																		
⑦ 発生材の処理等	特定建設資材廃棄物の再資源化が必要な発生材 (1. 3. 12) <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>再資源化等をなす施設名・住所・搬出距離(km)</th> </tr> <tr> <td>建設発生土</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アスファルト塊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td></td> </tr> </table> 特定建設資材廃棄物以外の発生材の処理 (1. 3. 12) <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>処分施設の名前・住所・搬出距離(km)</th> </tr> <tr> <td>金属類</td> <td>南南商店 湯沢市字方字 364-1 0.8km</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> 引き渡しを要するもの (1. 3. 12) 現場再利用発生材 ・有() ・無 特別管理産業廃棄物 ・有() ・無 石綿含有建材 ・有() ・無 受入施設名 秋田県環境保全センター(大仙市協和上渡川)、 km 飛散性石綿の使用状況 <table border="1"> <tr> <th>室名</th> <th>使用部位</th> <th>詳細(厚さ等)</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 非飛散性石綿成形物の使用状況 <table border="1"> <tr> <th>室名</th> <th>使用部位</th> <th>詳細(厚さ等)</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> PCB含有製品の処理 ・PCB(ポリ塩化ビフェニル)含有機器 ・有() ・無 有の場合、PCBを含有する電気照明器具等の機器から当該部分を取り外し、漏洩の恐れのない安全な容器に納め、所定の表示を行い、監督職員の指示に基づき施設管理者に引き渡すこと。 ・PCB含有シーリング材 ・有() ・無 ・不明(含有分析検査を行う) CC A処理木材及び石膏ボード製品の処分について ・該当 ・非該当 次に該当する場合は、指定する場所に処分すること。 <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>処分をなす施設名<住所> 搬出距離(km)</th> </tr> <tr> <td>CC A処理木材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ひ素混入石膏ボード</td> <td>※管理最終処分場へ埋立処分すること 昭和10年10月～平成24年1月に製造 秋田県環境保全センター 大仙市協和上渡川、 km</td> </tr> <tr> <td>・カドミウム含有石膏ボード</td> <td>※管理最終処分場へ埋立処分すること 日東石膏ボード㈱八戸工場 秋田県環境保全センター 平成4年10月～平成9年4月に製造 <大仙市協和上渡川>、 km</td> </tr> </table> 参考：廃石膏ボード現場分別解体マニュアル(平成24年3月国土交通省) 建設副産物情報交換システム(COBRIIS)の利用 ※適用する ・適用しない	種類	再資源化等をなす施設名・住所・搬出距離(km)	建設発生土		コンクリート塊		アスファルト塊		建設発生木材		種類	処分施設の名前・住所・搬出距離(km)	金属類	南南商店 湯沢市字方字 364-1 0.8km					室名	使用部位	詳細(厚さ等)	その他									室名	使用部位	詳細(厚さ等)	その他									種類	処分をなす施設名<住所> 搬出距離(km)	CC A処理木材		・ひ素混入石膏ボード	※管理最終処分場へ埋立処分すること 昭和10年10月～平成24年1月に製造 秋田県環境保全センター 大仙市協和上渡川、 km	・カドミウム含有石膏ボード	※管理最終処分場へ埋立処分すること 日東石膏ボード㈱八戸工場 秋田県環境保全センター 平成4年10月～平成9年4月に製造 <大仙市協和上渡川>、 km
種類	再資源化等をなす施設名・住所・搬出距離(km)																																																		
建設発生土																																																			
コンクリート塊																																																			
アスファルト塊																																																			
建設発生木材																																																			
種類	処分施設の名前・住所・搬出距離(km)																																																		
金属類	南南商店 湯沢市字方字 364-1 0.8km																																																		
室名	使用部位	詳細(厚さ等)	その他																																																
室名	使用部位	詳細(厚さ等)	その他																																																
種類	処分をなす施設名<住所> 搬出距離(km)																																																		
CC A処理木材																																																			
・ひ素混入石膏ボード	※管理最終処分場へ埋立処分すること 昭和10年10月～平成24年1月に製造 秋田県環境保全センター 大仙市協和上渡川、 km																																																		
・カドミウム含有石膏ボード	※管理最終処分場へ埋立処分すること 日東石膏ボード㈱八戸工場 秋田県環境保全センター 平成4年10月～平成9年4月に製造 <大仙市協和上渡川>、 km																																																		

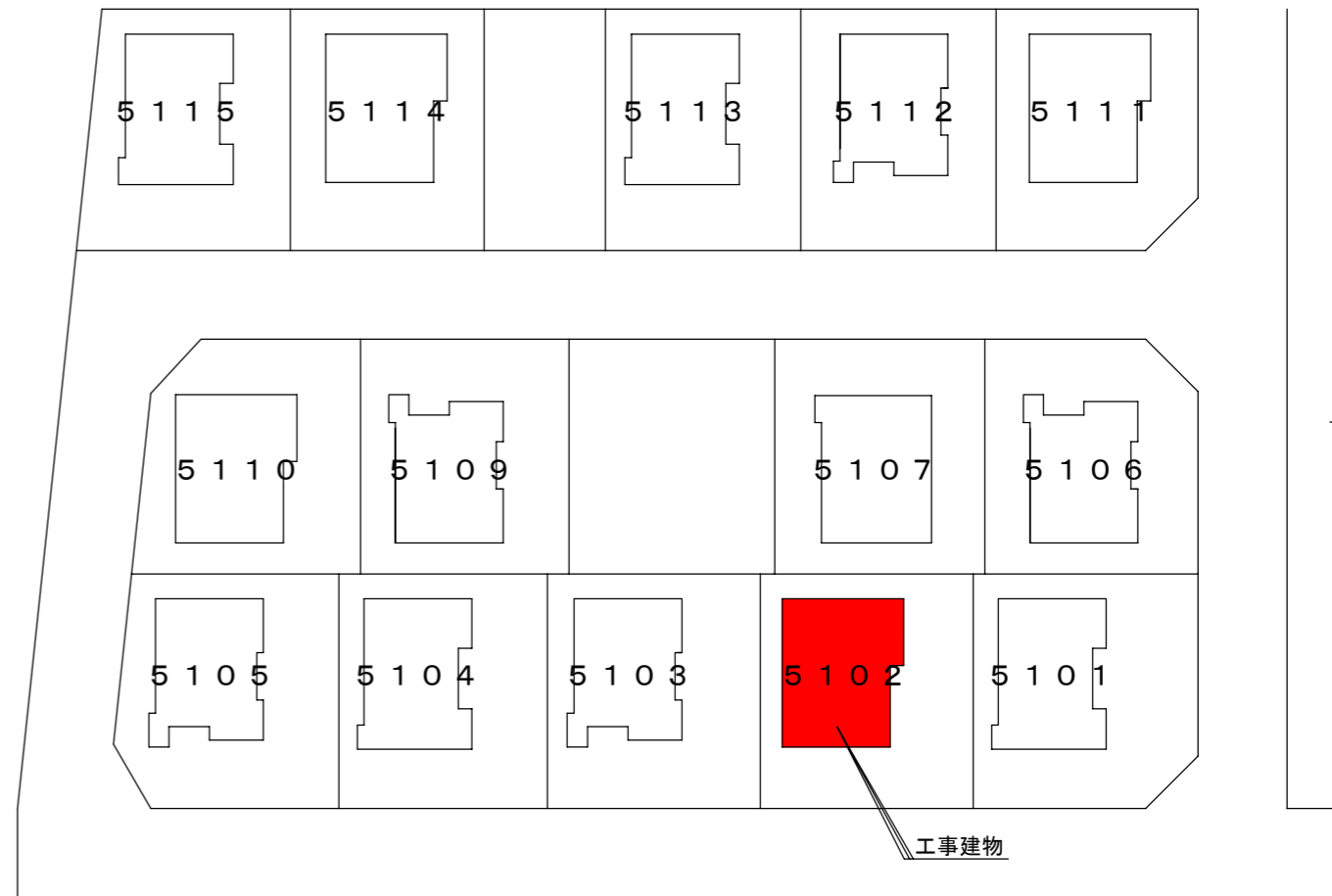
章 項目	特記事項												
13 交通安全管理	関係機関との協議 ・必要(関係機関:) ・必要なし 交通安全管理員 ・配置する(・警備業法第18条に規定する特定の種別の警備業務・任意)(人・日) ・配置しない 特定の種別の警備業務は、警備員等の検定等に関する規則(平成17年公安委員会規則第20号)及び秋田県公安委員会告示第94号(令和2年9月29日)による。												
① 一般共通事項	① 事故報告 工事施工中に事故・災害が発生した場合は、直ちに監督職員に通報するとともに、事故の全容が判明次第、指示する事故報告書により速やかに監督職員に提出すること。(1. 3. 10)												
③ 既存部分等への配慮	既存部分の養生 ○必要(養生部分 工事対象範囲) (1. 3. 13) ○必要なし												
⑩ 建築材料等	※本工事に使用する材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、以下のいずれかに該当するものとする。 1 JIS及びJASマーク表示のある材料 2 エコマーク認定製品(「公財」日本環境協会) 3 秋田県認定リサイクル製品 4 建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿(最新年版)(一社)公共建築協会(以下「評価名簿」という。)に記載の製品 5 以下の①～⑥の事項を満たす材料調達業者が供給した材料 ① 品質及び性能に関する試験データが整備していること。 ② 生産施設及び品質の管理が適切に行っていること。 ③ 安定的な供給が可能であること。 ④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥ 販売、保守等の営業体制が整えられていること。 なお、5の材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有するこの証明となる資料又は、外部機関が発行する資料の写しを監督職員に提出して承諾をうけるものとする。 また、商品名等が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受けること。												
17 化学物質を放散する建築材料等	建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(4)を満たすものとする。(1. 4. 1) (1) 合板、木質系フローリング、構造用ハルネル、集成材、単板層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材、ウリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、断熱材、塗料、仕上塗材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを含有しない又は発散量が極めて少ない材料で設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用すること。 (2) 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用すること。 (3) 接着剤は可塑剤(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-n-エチルヘキシル等を含有しない種類揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用すること。 (4) (1)の建築材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを含有しないか、発散量が極めて少ない材料を使用したものとする。 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ① 建築基準法施行令第20条の7 第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ② 建築基準法施行令第20条の7 第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③ 建築基準法施行令第20条の7 第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④ 建築基準法施行令第20条の7 第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料												
⑩ 特別な材料の工法	建築改修工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、材料製造所の指定する工法によるものとする。												
19 施工数量調査	施工数量調査 (1. 6. 2) <table border="1"> <tr> <th>調査項目</th> <th>調査範囲</th> <th>調査方法</th> <th>成果品</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ・既存部分の破壊を行った場合の補修方法は、図示による。(1. 6. 3)	調査項目	調査範囲	調査方法	成果品								
調査項目	調査範囲	調査方法	成果品										
⑩ 技能士	通用職種(一般、単一等級の職種作業) (1. 7. 2)とび(○とび作業) 救助施工(・救助組立作業) コンクリート圧送施工(・コンクリート圧送工事作業) 型枠施工(・型枠工事作業) 教育(・構造物施工作業) ブロック建築(コンクリートブロック工事作業) ALC(パネル施工(・ALCパネル工事作業) 防水施工(・アスファルト防水工事作業・ウレタンゴム高塗膜防水工事作業・アクリルゴム系塗膜防水工事作業・合成ゴムシート防水工事作業・塩化ビニルシート防水工事作業・セメント系防水工事作業・シーリング防水工事作業・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業・FRP防水工事作業) 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業 石材施工(・石張り作業) タイル張り(・タイル張り作業) 建築大工(・大工工事作業) 建築板金(○内外板金作業) 左官(・左官作業) 内装仕上げ施工(・鋼製下地工事作業) サッシ施工(・ビル用サッシ施工作業) 自動ドア施工(・自動ドア施工) ガラス施工(・ガラス工事作業) カーテンウォール施工(・金属製カーテンウォール工事作業) 塗装(・建築 塗装作業) 内装仕上げ施工(・プラスチック系床仕上げ工事作業・カーペット系床仕上げ工事作業・木質系床仕上げ工事作業) ボード仕上工事作業) 表装(・壁装作業) 熱線施工(・取付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業) 内装仕上げ施工(カーテン工事作業) 路面標示施工(・溶融ペイントハンドマーカ-工事作業・加熱ペイントマシンマーカ-工事作業) 造園(・造園工事作業)												
21 見本施工	仕上がり程度の判断ができる見本施工の実施 (1. 7. 5) 実施する部位												
22 化学物質の濃度測定	次の室の揮発性有機化合物等の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告すること。(1. 7. 9) ・測定対象化合物: ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン ・測定対象室: 測定対象室は、原則として全ての居室及び常時換気をしない書庫、倉庫等(改修工事においては、内装改修等を行った室に限る)とする。 使用した材料、室の形状、換気設備等の仕様は類似しており、同様の測定結果となることが想定される複数の室については、そのうち1室以上を測定してよい。 ・測定箇所数: 測定箇所数は、次にによる。また、全ての測定箇所においてホルムアルデヒドトルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンの濃度を同時に測定する。 <table border="1"> <tr> <th>室の床面積A(m²)</th> <th>A ≤ 50</th> <th>50 < A ≤ 200</th> <th>200 < A ≤ 500</th> <th>500 < A</th> </tr> <tr> <th>測定箇所数</th> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> </table> ・測定方法: 測定は、パッシブ型採取機器を用いる。 採取機器、及び採取要領については監督職員の指示による。	室の床面積A(m ²)	A ≤ 50	50 < A ≤ 200	200 < A ≤ 500	500 < A	測定箇所数	2	3	4	4		
室の床面積A(m ²)	A ≤ 50	50 < A ≤ 200	200 < A ≤ 500	500 < A									
測定箇所数	2	3	4	4									

章 項目	特記事項														
23 技術検査	(1. 8. 2) <table border="1"> <tr> <th>回数</th> <th></th> </tr> <tr> <td>第1回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td></td> </tr> </table>	回数		第1回		第2回									
回数															
第1回															
第2回															
② 完成図書等	完成検査後に、次の完成図書等を送やかに監督職員へ提出する。(1. 9. 1) 部数仕様 製本1部 A4版・編み綴じ・印刷・チェュープファイル程度 <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>(1) 完成図書(巻頭及び巻尾)</td> <td>・養生を行う(養生の方法:) ・養生を行わない(養生場所:)</td> </tr> <tr> <td>(2) 完成図書(原寸)二つ折りに製本したものを</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 構造計算書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 保全に関する資料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) 電子納品対象工事については、電子媒体</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6) その他監督職員が指示するもの</td> <td></td> </tr> </table> 添付するもの ※A3版縮小図(配置図、平面図、立面図、仕上表、一般断面図)とする。	項目	内容	(1) 完成図書(巻頭及び巻尾)	・養生を行う(養生の方法:) ・養生を行わない(養生場所:)	(2) 完成図書(原寸)二つ折りに製本したものを		(3) 構造計算書		(4) 保全に関する資料		(5) 電子納品対象工事については、電子媒体		(6) その他監督職員が指示するもの	
項目	内容														
(1) 完成図書(巻頭及び巻尾)	・養生を行う(養生の方法:) ・養生を行わない(養生場所:)														
(2) 完成図書(原寸)二つ折りに製本したものを															
(3) 構造計算書															
(4) 保全に関する資料															
(5) 電子納品対象工事については、電子媒体															
(6) その他監督職員が指示するもの															
25 電子納品等	電子媒体(監督職員提出) 提出部数: (部) 電子媒体に格納するもの 完成図(CAD・PDF) 監督職員が指示した図面等 完成写真(外観図5枚程度 内観図5枚程度) 工事概要ファイル 各種工事関係資料 受注者は、次により電子納品を行うものとする。 ただし、監督職員の承諾があった場合はこの限りでない。 (1) 完成図書は、「官庁官庁標準事業に係る電子納品運用ガイドライン(官庁標準事業)」、「官庁官庁標準事業に係る電子納品運用ガイドライン(官庁官庁標準事業)」及び「官庁官庁標準事業に係る電子納品運用ガイドライン等の秋田県運用」(以下、「要領等」という。))に基づいて作成すること。 「要領等」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提供する義務はないが、発射・疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定するものとする。 (2) 電子データは、「要領等」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成すること。 (3) 設計監理業務として行う官庁標準事業のため、工事諸元情報の提供に協力すること。														
26 設備工事との取合い	施工範囲 建築工事特記仕様書の区分表又は工事区分表(図示)による。 施工図 設備機材の位置、取合い等の検討ができる施工図を提出し、監督職員の承諾を受ける。														
27 契約不適合点検	契約事項による契約不適合期間満了前に契約不適合点検を行うので受注者は立会うこと。														
② 環境への配慮	受注者は監督職員と協議を行い、県定める環境方針を具体的に公共事業に反映させるよう努めなければならない。														
29 快適トイレ導入対応	(1) 設置に要する費用は、当初計上していない。 (2) 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、「快適トイレ実施要領」に基づき監督職員と協議の上、規格、基数等の詳細について決定することとし、積算変更時において、支出金額のわかる資料により設計変更の対象とする。なお、設計変更上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。また、運搬費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基より多く設置する場合や、積算上限額を超える費用については別途計上は行わない。														
⑩ 法定外の労務保険	本工事中において、受注者は法定外の労務保険に付さなければならない。														
31 地下埋設物の損傷事故防止について	※ 本工事は、「地下埋設物・架空線上空施設のマニュアル(官庁標準事業)(令和7年2月) 秋田県建設部管轄」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。 <table border="1"> <tr> <th>地下埋設物の種類</th> <th>管理者</th> <th>条件等</th> <th>貸与する資料</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ・本工事中と隣接する地下埋設物は以下の通りである。	地下埋設物の種類	管理者	条件等	貸与する資料										
地下埋設物の種類	管理者	条件等	貸与する資料												
32 架空線上空施設の損傷事故防止について	※ 架空線等上空施設が工事現場内にある場合は、「地下埋設物・架空線上空施設の損傷事故防止マニュアル(官庁標準事業)(令和7年2月) 秋田県建設部管轄」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。 <table border="1"> <tr> <th>施設の種類</th> <th>所有者</th> <th>条件等</th> <th>貸与する資料</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ・本工事範囲内にある架空線等上空施設は以下の通りである。	施設の種類	所有者	条件等	貸与する資料										
施設の種類	所有者	条件等	貸与する資料												
33 情報共有システムの活用	※ 本工事は、「秋田県官庁標準事業情報共有システム(官庁標準事業)」に基づき実施する。 ・発注者指定型 (1) 本工事は、情報共有システムを活用する対象として発注者が指定する工事である。 (2) 情報共有システムの活用に関する費用は共通仮設費に計上している。 ※ 受注者希望型 (1) 本工事は、情報共有システムの活用を前提とした積算は行っていない。 (2) 情報共有システムの活用を希望する場合は、契約後速やかに、活用の可否について監督職員と協議する。 (3) 情報共有システムを活用する場合は、その費用について設計変更の対象とする。														
1 仮囲い	設ける(位置、延長等は図示) ・防風柵 (H=) ・波板鉄板(H=) ・編みシート (H=) ・シートゲート (H=) × 力所														
② 騒音・粉じん等の対策	防音パネル、防音シート 設ける(位置、延長等は図示する) 防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲 図示による														
③ 足場等	内部足場 立、足場板等 外部足場 ※特種足場(※手すり先行工法・その他) ○くさび緊結足場(※手すり先行工法・その他) 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省平成21年4月24日)」により、設置については「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場によるものとする。 防塵シート ※設ける(設置範囲 図示による) ・設けない材料、撤去材等の運搬方法 A種 ・B種 ・C種 C種・利用可能なエレベーター 図示による D種・利用可能な階段 図示による														

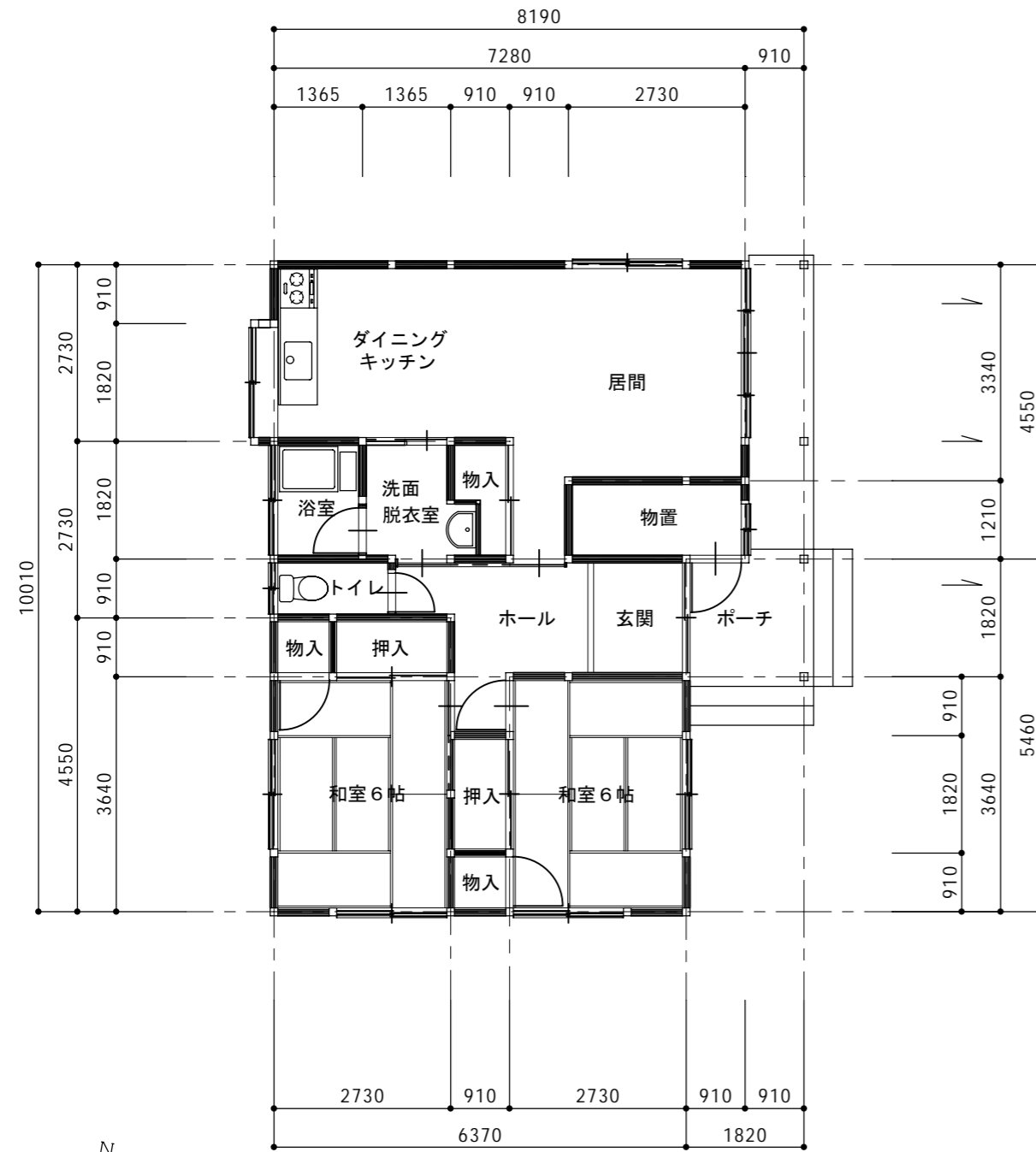
章 項目	特記事項																		
4 既存部分の養生	既存部分の養生 (2. 3. 1) ※ビニールシート等 既存家具等の養生 ※ビニールシート等 備品、机、ロッカー等の移動 ・行う(図示による) ※行わない 既存フラインド、カーテン等養生及び保管場所 ・養生を行う(養生の方法:) ・養生を行わない(養生場所:)																		
5 仮設間仕切り	仮設間仕切り (2. 3. 2) 設ける ・A種 ・B種 ※C種 (詳細は図示による) 仮設間仕切り 設ける ※合板張り木製扉 (詳細は図示による)																		
6 監督職員事務所等	規模: ・10㎡程度 ・20㎡程度 ・35㎡程度 ・65㎡程度 ・100㎡程度 ・受注者事務所の中に監督職員用スペース()㎡程度確保する。 備品: ・机、いす、電話、書棚、黒板、ゴム長靴、雨合羽、保管箱、安全帯、冷暖房機器、その他監督職員の指示するもの。 縮小図本図を備える場合は(部) (2. 4. 1)																		
① 工事用水及び電力	工事用水 構内既存の施設・利用できる(※有償・無償) ○利用できる 工事用電力 構内既存の施設・利用できる(※有償・無償) ○利用できる																		
③ 工事表示板の設置	監督職員が指定する箇所へ一箇所設置する。 表示時期は、工事着工時から完成時までとする。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">表示板の形式</th> </tr> <tr> <th>工事名称</th> <th>建築工事の表示</th> </tr> <tr> <td>構造・規模</td> <td>市営中野住宅屋根葺替工事</td> </tr> <tr> <td>工事種別</td> <td>木造・家建 延床面積 68.58㎡</td> </tr> <tr> <td>工事期間</td> <td>令和8年 月 日 ～ 令和8年 月 日</td> </tr> <tr> <td>建築主</td> <td>湯沢市長 佐藤 一夫</td> </tr> <tr> <td>設計者</td> <td>湯沢市建設部都市計画課</td> </tr> <tr> <td>工事監督者</td> <td>湯沢市建設部都市計画課</td> </tr> <tr> <td>工事施工者</td> <td></td> </tr> </table> 注 1 表示板は、風圧に耐えるよう配慮すること。 2 地色は、マンセル記号1G 7.5/8 とし黒文字(角ゴシック)で表す。 3 建築主は、契約担当者とする。 4 表示板の大きさ ※1号(横180cm×縦100cm) ・2号(横240cm×縦120cm) ※3号(横360cm×縦180cm) ・その他() ※ 建設リサイクル法遵守指導としての「届出(通知)済シール」を建設業許可機関等に貼り付けること。	表示板の形式		工事名称	建築工事の表示	構造・規模	市営中野住宅屋根葺替工事	工事種別	木造・家建 延床面積 68.58㎡	工事期間	令和8年 月 日 ～ 令和8年 月 日	建築主	湯沢市長 佐藤 一夫	設計者	湯沢市建設部都市計画課	工事監督者	湯沢市建設部都市計画課	工事施工者	
表示板の形式																			
工事名称	建築工事の表示																		
構造・規模	市営中野住宅屋根葺替工事																		
工事種別	木造・家建 延床面積 68.58㎡																		
工事期間	令和8年 月 日 ～ 令和8年 月 日																		
建築主	湯沢市長 佐藤 一夫																		
設計者	湯沢市建設部都市計画課																		
工事監督者	湯沢市建設部都市計画課																		
工事施工者																			
9 工事概要の表示	表示する 建築物のイメージがわかるようパース等を活用して表示する。 (サイズ1, 800mm×900mm カラーコピー用A3加工程度)																		



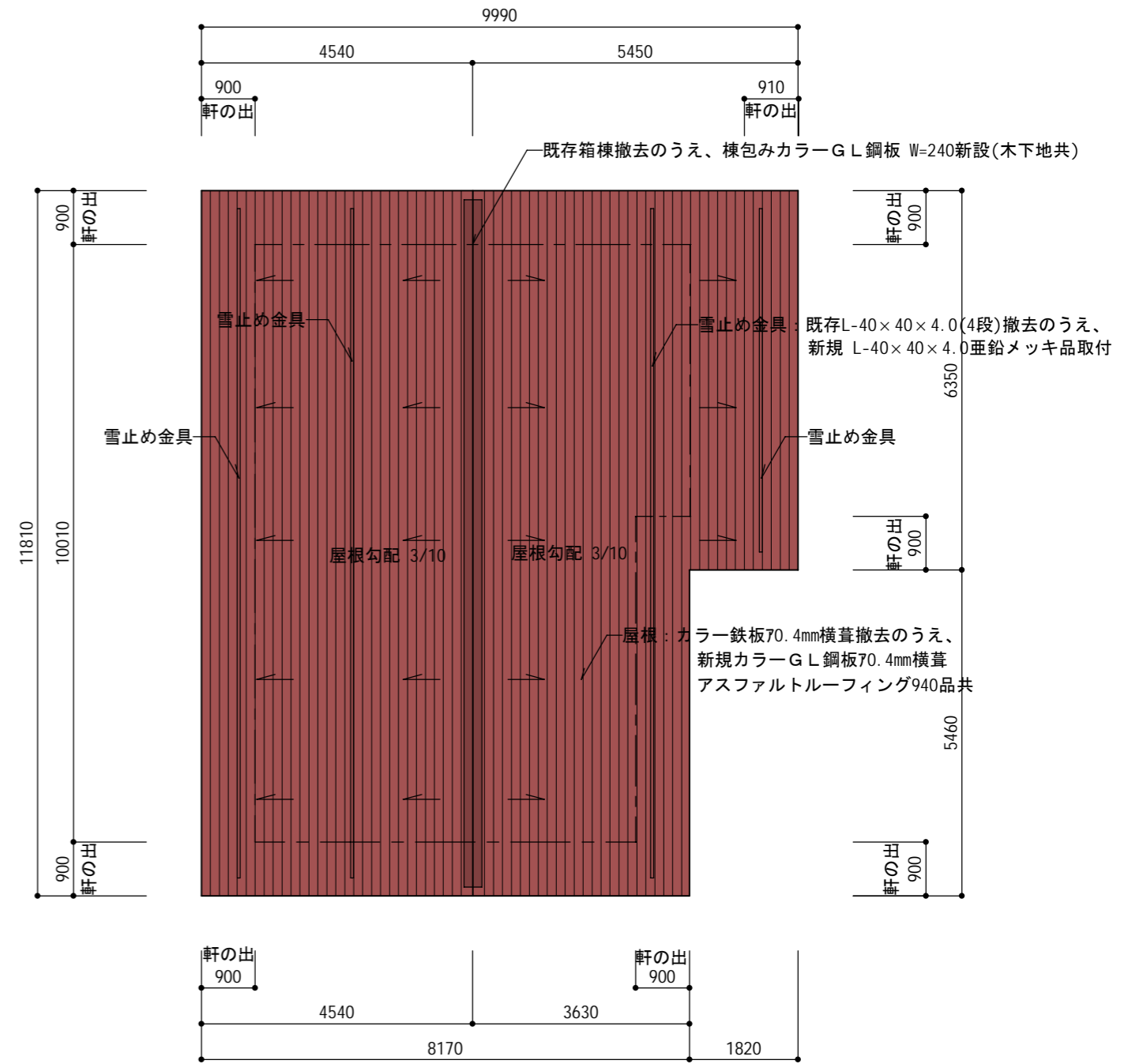
附近見取り図



配置図



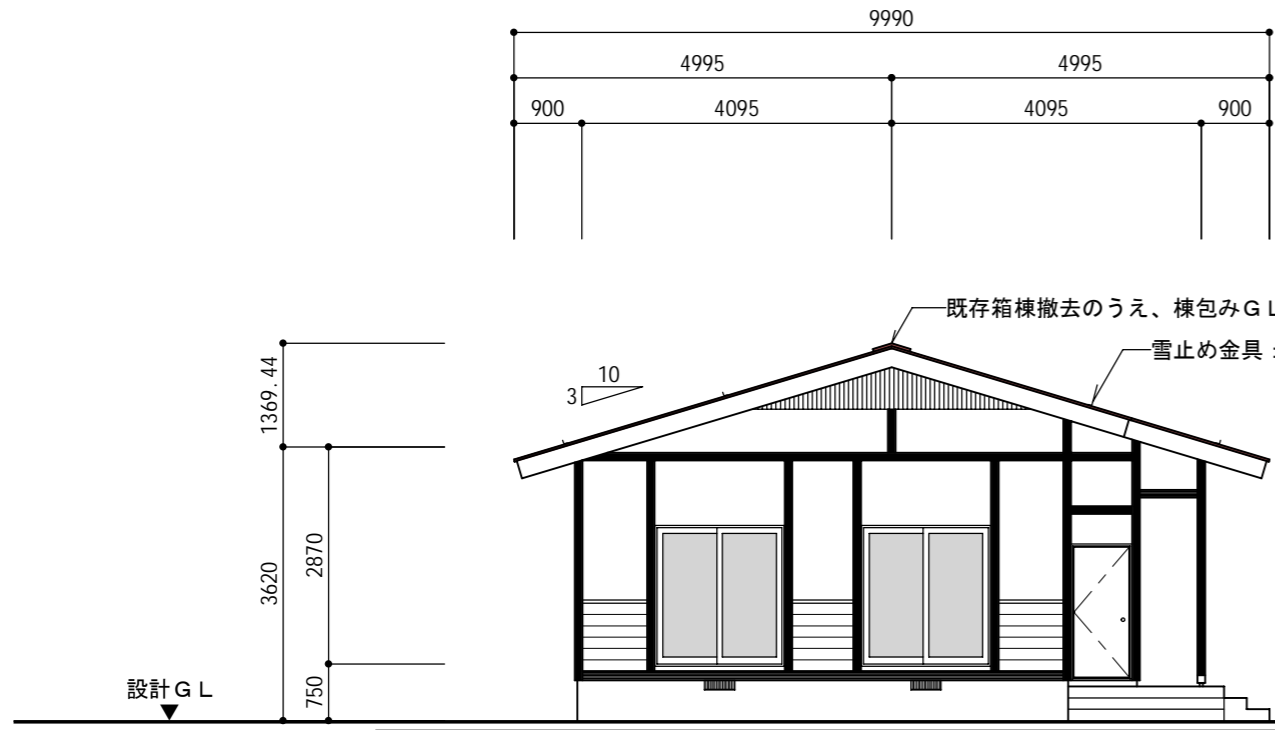
平面図



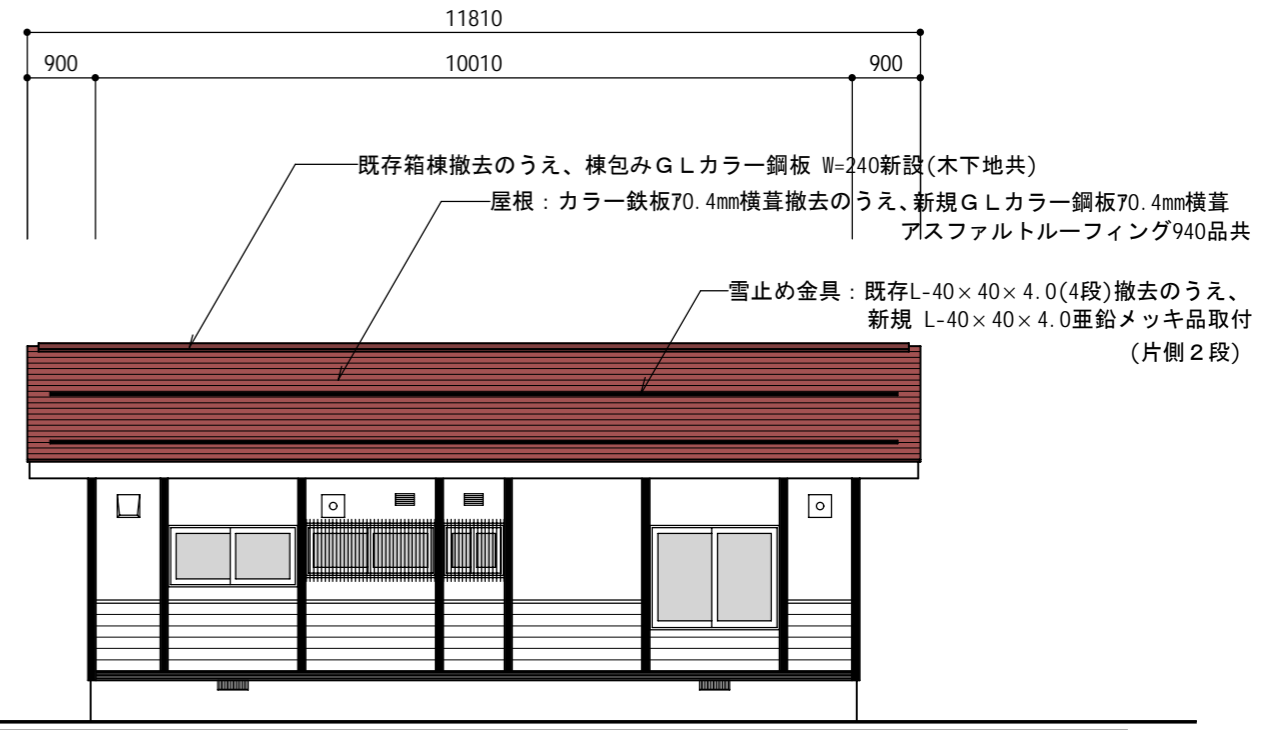
屋根伏図

屋根葺替部分を示す

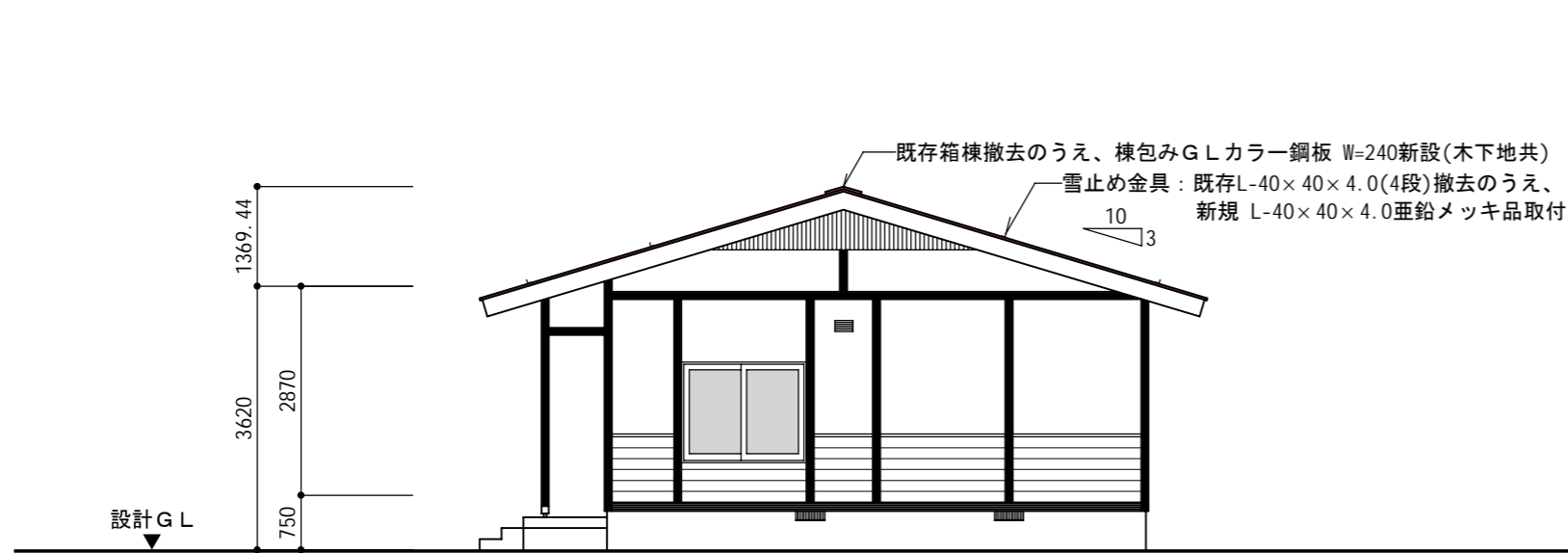
- 【改修内容】
- ・ 仮設足場：くさび緊結式、メッシュシート養生
 - ・ 既存屋根材（カラー鉄板70.4mm・ASルーフィング・雪止アングルL-50×50×4.0・箱棟）撤去
 - ・ 屋根葺き替え：ASルーフィング940品下地、GLカラー鋼板70.4mm横葺き
捨て唐草、棟包み平板張り共
 - ・ 雪止アングル：L-50×50×4.0 垂鉛メッキ品取付



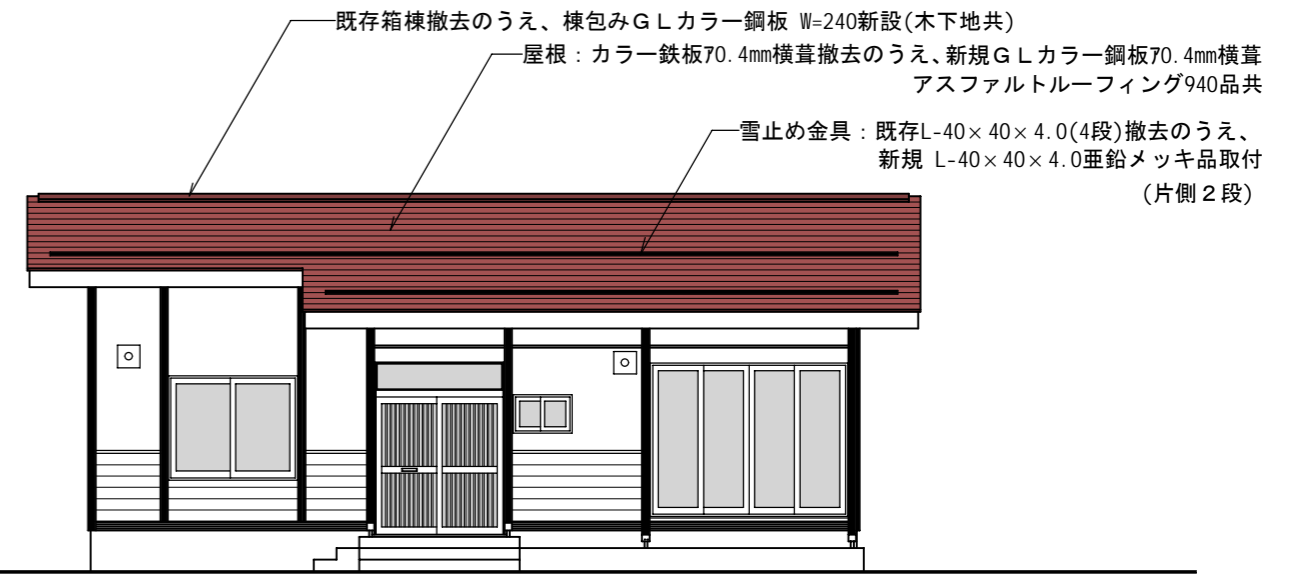
南側立面図



西側立面図




北側立面図



東側立面図

屋根葺替部分を示す

 湯沢市建設部都市計画課 〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町1番1号 TEL 0183-55-8158 FAX 0183-72-2299	工事番号 ETK261001	Construction name 市営中野住宅屋根葺替工事	Drawing name 立面図	Scale 1/100	Check 	Check 	Date 2026.06	Drawing No A-04